

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕別冊資料について（報告）

1 はじめに

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕別冊資料については、宮城県防災会議原子力防災部会（平成 25 年 1 月 9 日開催）において、修正状況を報告していたところ。その後、関係機関の協力を得て、別紙のとおり取りまとめたので報告するもの。

2 修正の概要

平成 24 年度において、「原子力災害対策重点区域」を新たに導入したことから、別冊資料についても、従来の EPZ（防災対策重点地域）の範囲から、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）の範囲に係る記載に拡大することとし、必要に応じて資料を新たに作成し直している。

その他、追加・変更等を行った主な事項は以下のとおりである。

資料番号	資料名※	変更事項等
1-2-2	事業者防災業務計画	H25.3.18 修正版に更新
1-7-1	関係機関による応援協力	H25.9.2 原子力防災会議幹事会（国）による原子力災害対策マニュアルの内容を反映
2-3-1～2-3-5	人口に関する資料	UPZ に係る新規作成及び一部更新
2-3-6～2-3-16	輸送に関する資料	UPZ に係る新規作成及び一部更新
2-3-17～2-3-22	施設に関する資料	UPZ に係る新規作成及び一部更新
2-3-23～2-3-24	物資等に関する資料	更新
2-3-25～2-3-31	気象・モニタリング等に関する資料	県データを更新
2-3-32～2-3-40	食料等に関する資料	UPZ に係る新規作成及び一部更新
2-3-41～2-3-45	通信設備等に関する資料	UPZ に係る新規作成及び更新
2-4-2, 2-10-1	資機材等に関する資料	最新の保有数等に更新
2-5-1～2-6-4	設備・機器等に関する資料	更新
2-15-1	線量換算係数等に関する資料	新規追加
3-2-5	通信連絡先に関する資料	更新
3-2-6	EAL/OIL に関する資料	新規追加
3-4-1～3-4-3	防災体制に関する資料	関係課所と協議の上で修正

※略称等を用いて簡略化した名称としている

3 今後の対応

防災会議幹事会議（平成 25 年 1 月 20 日予定）及び防災会議（平成 25 年 2 月 5 日予定）において修正結果を報告する。

また、防災会議における地域防災計画〔原子力災害対策編〕（本編）修正が決定された場合、修正計画を踏まえて再度全般の見直しを行うとともに、データ更新等の必要な対応を引き続き行う予定である。

宮城県地域防災計画

〔原子力災害対策編〕

別 冊 資 料

(Intentionally Blank)

平成 25 年 11 月

資 料 編 目 次

第 1 章

[原子力発電所に関する資料]

資料 1-2-1 女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書	§ 1-1
資料 1-2-2 女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画	§ 1-4
資料 1-4-1 女川原子力発電所施設の状態	§ 1-108
資料 1-4-2 女川原子力発電所プラント系統図	§ 1-110
資料 1-4-3 女川原子力発電所周辺地域図	§ 1-112

[応援協力体制等に関する資料]

資料 1-7-1 関係機関による応援協力体制	§ 1-114
資料 1-8-1 宮城県防災会議原子力防災部会要綱	§ 1-118

第 2 章

[人口に関する資料]

資料 2-3-1 原子力発電所周辺の人口分布図	§ 2-1
資料 2-3-2 原子力発電所周辺の方位別、距離別行政区表	§ 2-3
資料 2-3-3 原子力発電所周辺の人口構成とその分布状況	§ 2-5
資料 2-3-4 原子力発電所周辺の観光客の季節的状況	§ 2-20
資料 2-3-5 原子力発電所周辺の宿泊施設状況	§ 2-25

[道路及び陸上輸送に関する資料]

資料 2-3-6 原子力発電所周辺の道路図	§ 2-29
資料 2-3-7 原子力発電所周辺の道路状況	§ 2-35
資料 2-3-8 防災関係機関の輸送車両	§ 2-45
資料 2-3-9 緊急輸送車両状況	§ 2-49

[港湾及び海上輸送に関する資料]

資料 2-3-10 港湾分布図	§ 2-63
資料 2-3-11 港湾等整備状況	§ 2-64
資料 2-3-12 船舶保有状況	§ 2-68
資料 2-3-13 防災関係機関保有船舶の状況	§ 2-70

[ヘリポート及び航空輸送に関する資料]

資料 2-3-14 ヘリポート適地分布図	§ 2-71
資料 2-3-15 ヘリポート適地状況	§ 2-72
資料 2-3-16 自衛隊ヘリコプター所要時間等調	§ 2-74

[避難者収容施設に関する資料]

資料 2-3-17 退避・避難所として利用できる施設の状況	§ 2-75
資料 2-3-18 原子力発電所周辺のコンクリート建物設置状況	§ 2-93

[周辺地域の特定施設に関する資料]

資料 2-3-19 特定施設の状態	§ 2-101
-------------------	---------

[緊急時医療施設に関する資料]

資料 2-3-20 医療機関等一覧	§ 2-113
資料 2-3-21 市町別医療機関の状況	§ 2-118
資料 2-3-22 県保健福祉事務所所在地及び有資格者数	§ 2-119

[物資等の調達に関する資料]

資料 2-3-23 生活関連物資、食品等の調達先一覧	§ 2-120
資料 2-3-24 機器保守サービスの調達先一覧	§ 2-122

[気象・海象に関する資料]

資料 2-3-25 気象観測結果	§ 2-123
資料 2-3-26 風配図	§ 2-127
資料 2-3-27 海流図	§ 2-131

[平常時環境放射線モニタリングに関する資料]

資料 2-3-28 モニタリングステーション、可搬MP、モニタリングポイント及び放水口モニター設置地点	§ 2-149
資料 2-3-29 移動観測車による空間放射線量率測定地点	§ 2-150
資料 2-3-30 環境試料採取地点位置図	§ 2-151
資料 2-3-31 環境放射線測定値	§ 2-153

[飲料水に関する資料]

資料 2-3-32 水道水源位置図	§ 2-163
資料 2-3-33 給水状況	§ 2-164

[農林水産物に関する資料]

資料 2-3-34 農産物の収穫及び出荷状況	§ 2-168
資料 2-3-35 野菜に関する調査	§ 2-169
資料 2-3-36 畜産物の飼育及び出荷状況	§ 2-170
資料 2-3-37 牛乳に関する調査	§ 2-171
資料 2-3-38 沿岸漁業の漁獲量	§ 2-172
資料 2-3-39 養殖漁業の生産量	§ 2-175
資料 2-3-40 水産物の出荷ルート	§ 2-177

[通信連絡設備等に関する資料]

資料 2-3-41 通信連絡設備の整備状況	§ 2-178
-----------------------	---------

資料 2-3-42	宮城県防災無線回線系統図	§ 2-179
資料 2-3-43	宮城県防災行政無線移動系回線系統図	§ 2-179
資料 2-3-44	宮城県多重回線等系統図	§ 2-180
資料 2-3-45	東北電力無線通信施設及び系統図	§ 2-181
〔各種協定等に関する資料〕		
資料 2-4-1	広域広域協定等	§ 2-183
〔防護資機材等に関する資料〕		
資料 2-4-2	放射線防護資機材等の整備状況	§ 2-186
〔広報施設等に関する資料〕		
資料 2-5-1	広報設備等の状況	§ 2-188
資料 2-5-2	報道機関一覧	§ 2-208
〔モニタリング設備・機器に関する資料〕		
資料 2-6-1	県所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況	§ 2-209
資料 2-6-2	東北電力網所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況	§ 2-210
資料 2-6-3	環境放射線監視システム図	§ 2-211
資料 2-6-4	気象・海象観測機器の整備状況	§ 2-212
〔医療活動用資機材等の整備状況〕		
資料 2-10-1	緊急時医療設備等の整備状況	§ 2-214
〔各種規制等に関する資料〕		
資料 2-14-1	航空自衛隊が実施する措置	§ 2-216
〔線量換算係数等に関する資料〕		
資料 2-15-1	線量換算係数等	§ 2-220
〔各種要領、様式等に関する資料〕		
第 3 章		
資料 3-2-1	1 マイクロシーベルト毎時以上の放射線量検出の連絡（原子炉施設）	§ 3-1
資料 3-2-2	特定事象発生通報様式	§ 3-2
資料 3-2-3	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報 （特定事象発生通報）の基準	§ 3-8
資料 3-2-4	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準	§ 3-16
資料 3-2-5	通信連絡先一覧	§ 3-19
資料 3-2-6	緊急時における判断及び防護措置実施の基準	§ 3-21
資料 3-4-1	宮城県災害対策本部組織図	§ 3-28
資料 3-4-2	宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務	§ 3-29
資料 3-4-3	宮城県原子力災害警戒本部・災害対策本部運営要領	§ 3-40

資料 3-6-1	緊急時モニタリング実施要領	§ 3-62
資料 3-7-1	防災対策区域図	§ 3-67
資料 3-7-2	緊急事態対策ゾーンの概念図	§ 3-68
資料 3-7-3	浮遊放射性物質の除去効率及びびガンマ線による被ばくの低減係数	§ 3-69
資料 3-7-4	関係市町職員、消防職員団員数等	§ 3-71
資料 3-7-5	農林水産物関係の防災対策に当たる職員等	§ 3-72
資料 3-10-2	一般傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等	§ 3-73
資料 3-11-1	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故時の連絡系統図	§ 3-75
資料 3-11-2	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故時の特定事象発生通報様式	§ 3-76
第 4 章		
資料 4-5-1	被災地住民登録様式	§ 4-1

（資料 3-10-1 原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアルは別冊）

第 1 章

(Intentionally Blank)

資料 1-2-1 女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書

宮城県及び女川町・石巻市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）とは、この設置する女川原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、地域住民の健康を守り生活環境の保全を図るため、次のとおり協定を締結する。

（安全性の確保）

第1条 乙は、発電所の建設及び保守運営に当たっては、関係法令の規定及び法令の規定に基づく保安規定のほか、この協定を厳守して安全性の確保に努めるものとする。

2 乙は、発電所の建設及び保守運営に当たっては、新技術の開発、安全管理体制の強化、施設の改善等を積極的に取り、放射線業務従事者の被ばく低減及び放出する放射性廃棄物の低減を図るものとする。

（情報公開）

第2条 乙は、発電所の保守運営の状況について、積極的に情報公開を行い、地域住民との間で情報の共有に努めるものとする。

（環境放射能及び温排水の測定）

第3条 甲及び乙は、環境放射能及び温排水測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺の環境放射能及び温排水の測定を実施するものとする。

2 前項の基本計画は、次条に規定する女川原子力発電所環境保全監視協議会において測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。

3 第1項の規定による測定のほか甲又は乙が特に必要と認めるときは、環境放射能及び温排水の測定を実施するものとする。

（環境保全監視協議会の設置）

第4条 甲は、発電所周辺地域における環境放射能及び温排水の状況を常時把握し、生活環境の安全を確保し、その他地域住民の生活について必要な事項を協議するため、「女川原子力発電所環境保全監視協議会」（以下「監視協議会」という。）を設置するものとする。

2 監視協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（環境調査測定技術会の設置）

第5条 甲は、発電所周辺地域における環境放射能及び温排水について、甲及び乙が実施するモニタリングを技術的に検討して常時その状況を把握するため、「女川原子力発電所環境調査測定技術会」（以下「技術会」という。）を設置するものとする。

2 技術会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（測定結果の公表）

第6条 甲は、第3条の規定に基づき実施した測定結果を技術会が評価し、監視協議会が確認した後に公表するものとする。

2 甲は、第3条の規定に基づき実施した測定結果を、前項の規定によることができない緊急な事情があると認めるときは、乙と相互に連絡の上、速やかに公表するものとする。

3 甲は、前項の規定により公表したときは、技術会及び監視協議会に報告するものとする。

（通報連絡）

第7条 乙は、甲に対し、発電所及び核燃料の輸送に係る安全確保対策について、次の各号に掲げる区分

に従い、その都度通報連絡するものとする。

- (1) 直ちに連絡する事項
- (2) 随時連絡する事項
- (3) 定期的に連絡する事項

2 前項に定める連絡する事項の内容及び通報の方法等については別に定める。

3 甲は、乙に対し、特に必要と認められた場合は、第1項に定める事項に関し、環境放射能及び温排水の測定結果等必要な資料の提出を求めることができる。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（測定の立会い）

第9条 甲は、必要が生じた場合は、甲の職員又は監視協議会の長がその委員の中から指名した者若しくは技術会の長がその委員の中から指名した者を乙が行う環境放射能及び温排水の測定に立ち会わせることができるものとする。

この場合において、甲は乙に対し、その旨を通知するものとする。

（立入調査等）

第10条 甲は、発電所周辺環境の安全を確保するため必要と認めるときは、乙に対して発電所の保守運営に関し報告を求め、又は甲の職員に発電所の立入調査をさせることができる。

2 前項の規定により甲の職員が立入調査をするときは、あらかじめ登録された身分を示す証明書を携帯し、提示しなければならない。

3 第1項の規定により立入調査をする者は、関係法令等に従うものとする。

（適切な措置の要求）

第11条 甲は、立入調査の結果、地域住民の安全確保のため、特別な措置を講ずる必要があると認められた場合は、国を通じ若しくは直接乙に対し、発電物の制限等適切な措置を講ずることを求めるものとし、乙は誠意をもってこれに応ずるものとする。

（計画等に対する事前了解）

第12条 乙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等を新増設しようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲に協議し、了解を得るものとする。

（違背時の措置）

第13条 甲は、乙がこの協定に定める事項に違背した場合には、必要な措置をとるものとし、乙はこれに従うものとする。

（損害の賠償）

第14条 乙は、発電所の建設又は保守運営に起因して地域住民に損害を与えたときは、監視協議会に諮り過失の有無にかかわらず、誠意をもって賠償するものとする。

（請負企業等の指導）

第15条 乙は、請負企業等に対し、安全管理上の教育訓練を徹底するとともに指導監視を十分に行い、これらの企業の事業活動に起因して安全が損なわれることのないよう措置するものとする。

（諸調査の協力）

第16条 乙は、甲が実施する安全確保対策についての諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第17条 乙は、乙の防災(体制)の充実強化を図るとともに、甲の防災対策に対して積極的に協力するものとする。

(広報)

第18条 乙は、発電所に関し、公衆に特別の広報を行う場合、又は報道機関に発表する場合は、甲に対し事前に連絡するものとする。

(農林水産物等の価格低下に係る措置)

第19条 乙は、発電所の建設又は保守運営に起因して、風評等によって農林水産物等の価格が低下し、生産者に損失が発生した場合は、その損失に対し、誠意をもって最善の措置をするものとする。

2 乙は、前項の措置の内容について監視協議会に諮り、その決定に基づき実施するものとする。

(協定の改訂)

第20条 この協定に定める各事項につき、改訂すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改訂を申し出ることができるものとする。

この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

(運用要綱)

第21条 この協定の実施に必要な細目については、甲乙協議の上、別に運用要綱で定めるものとする。

(その他)

第22条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

昭和53年10月18日 (女川町)

昭和54年3月17日 (杜鹿町)

昭和57年2月26日 一部改定

平成3年10月18日 改定

平成14年12月27日 一部改定

平成17年4月1日 一部改定 (石巻市)

甲 宮城県知事

甲 女川町長

甲 石巻市長

乙 東北電力株式会社取締役社長

資料1-2-2 女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画

修正履歴

項目 回	年月日	内容
—	平成12年6月16日	新規制定
1	平成13年7月9日	省庁再編に伴う省庁名称等の変更、宮城県地域防災計画の改正に伴う修正等
2	平成14年7月19日	3号機運用に伴う修正、オフサイトセンター指定変更に伴う修正等
3	平成15年7月17日	「防災基本計画」平成14年4月修正に伴う修正、「原子力施設等の防災対策について」平成14年4月改訂の取り入れに伴う修正等
4	平成16年7月26日	「原子力施設等の防災対策について」平成14年11月改訂の取り入れに伴う修正等
5	平成17年9月22日	石巻地城市町合併に伴う修正、東北経済産業局等の組織改正に伴う修正等
6	平成20年3月28日	関係自治体の組織改編および関係機関の組織名称の変更に伴う修正等
7	平成21年3月24日	原子力防災組織の見直しによる変更等
8	平成22年3月16日	ERSS 伝送運用の見直しに伴う記載の修正および応急処置施設に関する記載の適正化等
9	平成24年3月23日	関係自治体の組織改編および組織整備に伴う記載の修正等
10	平成25年3月18日	「原子力災害対策特別措置法」および関係政省令平成24年9月改正、「防災基本計画」平成24年9月修正および「原子力災害対策指針」平成24年10月策定に伴う修正等

(目次)

第1章 総則	I-1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	I-1
第2節 定義	I-1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	I-3
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	I-4
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	I-4
第2章 原子力災害予防対策の実施	I-6
第1節 防災体制	I-6
1. 緊急体制の区分	I-6
2. 原子力防災組織	I-6
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	I-7
第2節 原子力防災組織の運営	I-8
1. 通報連絡体制および情報連絡体制	I-8
2. 緊急体制の発令および解除	I-8
3. 原子力事業者災害対策支援拠点の設置および廃止	I-10
4. 権限の行使	I-10
第3節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備	I-10
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置および検査等	I-10
2. 原子力防災資機材の整備	I-11
3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備	I-11
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	I-11
1. オフサイトセンターに備え付ける資料	I-11
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	I-12
3. 発電所および本店等に備え付ける資料	I-12
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設および設備の整備・点検	I-12
1. 緊急時対策所	I-12
2. 集合場所および避難場所	I-12
3. 応急処置施設	I-13
4. 気象観測設備	I-13
5. 緊急時安全パラメータ表示システム	I-13
6. 放送装置等	I-13
7. 本店対策本部室	I-13
8. 原子力事業者災害対策支援拠点	I-13
第6節 防災教育の実施	I-14

第7節 防災訓練の実施	I-14
1. 社内における訓練	I-14
2. 国または地方公共団体が主催する訓練	I-14
第8節 関係機関との連携	I-15
1. 国との連携	I-15
2. 地方公共団体との連携	I-15
3. 地元防災関係機関等との連携	I-15
4. 原子力緊急事態支援組織との連携	I-15
第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動	I-16
第3章 緊急事態応急対策等の実施	I-17
第1節 通報および連絡	I-17
1. 通報・連絡の実施	I-17
2. 緊急体制発令時の対応	I-17
3. 情報の収集および提供	I-18
4. 社外関係機関との連絡方法	I-18
5. 通話制限	I-18
第2節 応急措置の実施	I-19
1. 警備および避難誘導	I-19
2. 放射能影響範囲の推定	I-19
3. 緊急救療医	I-19
4. 消火活動	I-20
5. 汚染拡大の防止	I-20
6. 防護措置および線量評価	I-20
7. 広報活動	I-20
8. 応急復旧	I-21
9. 原子力災害の発生または拡大防止を図るための措置	I-21
10. 資機材の調達および輸送	I-21
11. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	I-22
12. 応急措置の実施報告	I-22
13. 原子力防災要員の派遣等	I-22
14. 他の原子力事業者等への応援要請	I-23
15. 原子力災害合同対策協議会への代表者の派遣	I-23
16. 損害賠償に係る被災者相談窓口等の開設	I-24
第3節 緊急事態応急対策	I-24
1. 第2緊急体制の発令	I-24
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告	I-24

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、女川原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生および拡大を防止し、ならびに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 1. 原子力災害
原子力緊急事態により、公衆の生命、身体または財産に生ずる被害をいう。
- 2. 原子力緊急事態
原子炉の運転等により放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所の敷地外（ただし、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。
- 3. 原子力災害予防対策
原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制および資機材の整備等の対策を含む。）をいう。
- 4. 緊急事態応急対策
原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。
- 5. 原子力災害事後対策
原子力緊急事態解除宣言があつた時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。
- 6. 原子力事業所災害対策
原子力事業所における緊急事態応急対策および原子力災害事後対策をいう。
- 7. 原子力事業者
核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第23条第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可

- 3. 応急措置の継続実施..... I-24
- 4. 事業所外運搬事故における対策..... I-24
- 第4章 原子力災害事後対策..... I-25
- 第1節 発電所の対策..... I-25
- 1. 復旧対策..... I-25
- 2. 緊急時対策要員の健康管理..... I-25
- 3. 緊急体制の解除..... I-25
- 4. 原因究明と再発防止対策の実施..... I-25
- 第2節 原子力防災要員の派遣等..... I-25
- 1. オフサイトセンター等への派遣..... I-25
- 第3節 事業所外運搬事故後における対策..... I-26
- 第5章 その他..... I-27
- 第1節 東通原子力発電所への協力..... I-27
- 第2節 他の原子力事業者への協力..... I-27

（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者、その他の原炎法第2条第3号に規定する者をいう。

8. 原子力事業所
原子炉の運転等を行う工場または事業所をいう。
9. 指定行政機関
災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。
10. 指定地方行政機関
災対法第2条第4号に規定する機関をいう。
11. 核燃料物質等
核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）をいう。
12. 原子炉の運転等
原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和37年政令第44号）第1条に基づく原子炉の運転および核燃料物質の使用ならびにこれらに付随してする核燃料物質等の運転または貯蔵をいう。
13. 原子力災害対策活動
緊急体制発令時に原子力災害の発生および拡大を防止し、ならびに原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。
14. 原子力防災組織
原炎法第8条第1項の規定に基づき発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。
15. 本店原子力防災組織
本店に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。
16. 原子力防災管理者
原炎法第9条第1項の規定に基づき選任され、原子力防災組織を統括する者をいう。
17. 副原子力防災管理者
原炎法第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐する者をいう。
18. 原子力防災要員
原炎法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動をを行う要員（ただし、同法第8条第4項の規定に基づき原子力規制委員会等に届け出ている要員に限る。）をいう。
19. 緊急時対策要員
原子力防災組織に置かれ、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員および原子力防災要員の補佐・交替を行う要員をいう。
20. 本店緊急時対策要員
本店原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。

21. 特定事象

別表2-1に示す原炎法施行令（平成12年政令第195号）第4条第4項各号に定められる事象をいう。

22. 連絡責任者

原子力防災組織に置かれ、別表2-1の事象発生時に発見者等から連絡を受け、原子力防災管理者に報告するとともに、原子力防災管理者の指示により定められた箇所への通報等を行う者をいう。

23. 緊急時対策所

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号。以下「防災業務計画省令」という。）第2条第2項1号に規定する、原子力事業所における原子力事業者災害対策の実施を統括管理する施設をいう。

24. 原子力事業者災害対策支援拠点

防災業務計画省令第2条第2項2号に規定する、原子力事業者災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。なお、周辺地域において、必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定して対処する。

25. 本店対策本部室

防災業務計画省令第2条第3号に規定する、原子力事業者災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業者災害対策の統括管理を支援するための施設（原子力施設事態即応センター）をいう。

26. データ伝送システム

防災業務計画省令第2条第4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

27. 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）および独立行政法人原子力安全基盤機構とを接続する情報通信ネットワークをいう。

28. 原子力緊急事態支援組織

防災業務計画省令第2条第7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業者災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材または機材およびこれらを管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法等に基づき、その設計、建設および運転の各段階ならびに事業所外運搬において多重防護の考え方により、各種の安全確保に万全を期すことが第一である。特に運転の段階においては、運転管理および燃料管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要である

が、これらについては、原子炉等規制法に基づく保安規定に基づき活動を行う。

したがって、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定める。

1. 原子力災害予防対策の実施
周到かつ十分な予防対策を行うための、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育および防災訓練の実施等。
2. 緊急事態応急対策の実施
迅速かつ円滑な応急対策を行うための、特定事象発生時の通報、緊急体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施および関係機関への原子力防災要員派遣等。
3. 原子力災害事後対策の実施
適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための、原子力災害事後対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者、緊急時対策要員および本店緊急時対策要員は、平常時から原子力災害対策活動等について理解しておくとともに、緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行する。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

社長は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、社長は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官、宮城県知事、女川町長および石巻市長に報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. この計画を修正しようとするときは、宮城県地域防災計画、女川町地域防災計画および石巻市地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。
2. この計画を修正しようとするときは、あらかじめ宮城県知事、女川町長および石巻市長に協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに宮城県知事、女川町長および石巻市長にこの計画の修正の案を提出して行うものとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。
3. この計画を修正した場合、速やかに様式1に定める届出書により、内閣総理大臣および

び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。

4. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、宮城県知事、女川町長または石巻市長から、この計画の作成または修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成および修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 緊急体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合には、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて緊急体制を区分する。

表 緊急体制の区分

原子力災害の情勢	緊急体制の区分
別表2-1-1の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制
別表2-2の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。	第2緊急体制

なお、原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）で1マイクログシーベルト毎時以上の放射線量が検出された場合、中性子線の測定を行う。

2. 原子力防災組織

社長は、発電所に原子力防災組織を、本店に本店原子力防災組織を設置する。

(1) 発電所

- a. 原子力防災組織は、別図2-1-1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生または拡大を防止するために必要な活動を行う。
- b. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に緊急時対策要員（原子力災害が発生した場合に直ちに別表2-3に定める業務を行える原子力防災要員を含む。）を置く。
- c. 原子力防災要員を置いた場合または変更した場合、社長より原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長に様式2の届出書により原子力防災要員を置いた日または変更した日から7日以内に届け出る。
- d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - (a) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策等への協力
 - (b) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - (c) 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- e. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、宮城県

知事、女川町長または石巻市長から、原子力防災組織および原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。

- f. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員の補佐・交替要員を置く。

(2) 本店

- a. 本店原子力防災組織は、別図2-2に定める業務分掌に基づき、本店における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。
- b. 社長は、本店原子力防災組織に本店緊急時対策要員を置く。
- c. 社長は、第2緊急体制を発令した場合、指定行政機関、指定地方行政機関ならびに地方公共団体その他の執行機関と連携し、原子力事業所災害対策に取り組む。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

社長は、原子力防災管理者および副原子力防災管理者を選任する。

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

- a. 別表2-1-1の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、直ちに別図2-3に示す箇所へ通報する。
- b. 緊急体制を発令した場合、直ちに原子力防災要員を召集し、原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図2-4に示す箇所へ報告する。
- c. 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、および維持し、同条第2項に定められた放射線防護用具、非常用通信機器、その他の資材または機材を備え付け、随時、保守点検する。
- d. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、宮城県知事、女川町長または石巻市長から、原子力防災管理者および副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- e. 緊急時対策要員に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災教育および防災訓練を実施する。

- f. 旅行または疾病、その他の事故のため長期にわたり不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者の中から別表2-4に定める順位により代行者を指定する。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

- a. 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- b. 原子力防災管理者が不在のときには、その職務を代行する。
- (3) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の選任および解任
 原子力防災管理者または副原子力防災管理者を選任または解任した場合は、社長より原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長に7日以内に様式3の届出書により届け出る。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制および情報連絡体制

(1) 原炎法第10条第1項に基づく通報体制

原子力防災管理者は、原炎法第10条第1項に基づく通報を行うため、別図2-3に定める通報体制を整備しておくものとする。また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、宮城県知事、女川町長または石巻市長から、原炎法第10条第1項の通報について報告を求められたときはこれを行う。

(2) 原炎法第10条第1項の通報後の連絡体制

a. 社外関係機関との連絡体制

原子力防災管理者は、原炎法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告および連絡について別図2-4に定める連絡体制を整備しておくものとする。

b. 社内の情報連絡体制

社内の情報連絡体制は別図2-5に定めるとおりとする。

2. 緊急体制の発令および解除

発電所および本店における緊急体制の発令および解除等は以下のとおりとする。なお、関係店所にあつては、本店に準じて行うものとする。

(1) 緊急体制の発令

a. 発電所

原子力防災管理者は、別表2-1の事象が発生した場合、その情勢に応じて別図2-6に定める連絡経路により緊急体制を発令する。

原子力防災管理者は、緊急体制を発令した場合、直ちに本店原子力部長に報告する。

b. 本店

本店原子力部長は、原子力防災管理者から発電所における緊急体制発令の報告を受けた場合、別図2-7に定める連絡経路により、社長に報告する。

社長は、本店における緊急体制を発令し、この際、発電所において発令した緊急体制の区分を本店においても適用する。

(2) 緊急時対策要員の非常召集

a. 発電所

原子力防災管理者は、発電所における緊急体制発令時（緊急体制発令が予想される場合を含む。）に所内放送または緊急連絡網等を使用し、別図2-6に定める連絡経路により、緊急時対策要員を緊急時対策所に非常召集する。

なお、原子力防災管理者は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿

を作成し、整備しておく。

b. 本店

本店原子力部長は、本店の緊急体制発令を本店総務部長に伝達する。本店総務部長は、本店における緊急体制発令時（緊急体制発令が予想される場合を含む。）に社内放送または緊急連絡網等を使用し、別図2-7に定める連絡経路により、本店緊急時対策要員を本店対策本部室に非常召集する。

なお、本店総務部長は、あらかじめ本店緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し、整備しておく。

(3) 緊急時対策本部の設置

a. 発電所

(a) 原子力防災管理者は、緊急体制を発令した場合、直ちに緊急時対策所に緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置する。

(b) 発電所対策本部は、別図2-1に示す原子力防災組織で構成する。

(c) 発電所対策本部長は、原子力防災管理者とする。

b. 本店

(a) 社長は、本店に緊急体制を発令した場合、直ちに本店対策本部室に緊急時対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置する。

(b) 本店対策本部は、別図2-2に示す本店原子力防災組織で構成する。

(c) 本店対策本部長は、社長とする。

(4) 緊急体制の区分の変更

a. 発電所

発電所対策本部長は、緊急体制の区分を変更するときは、本店対策部長にその旨を報告する。

b. 本店

本店対策本部長は、発電所対策部長から緊急体制の区分の変更の報告を受けたときは、本店の緊急体制の区分を変更する。

(5) 緊急体制の解除

a. 発電所

(a) 発電所対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関および本店対策本部長と協議し緊急体制を解除する。

i. 原炎法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後、原炎法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われ、かつ、原子力災害事後対策の進行状況により、通常の組織で対応可能と判断した場合。

ii. 原炎法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害に至るおそれのある原因の除去および被害範囲の拡大防止の措置を行い、

事象が収束し、通常の組織で対応可能と判断した場合。

(b) 発電所対策本部長は、発電所の緊急体制を解除した場合、本店対策本部長に報告し、発電所対策本部を廃止する。

b. 本店

本店対策本部長は、発電所の緊急体制が解除された場合、本店における緊急体制を解除し、本店対策本部を廃止する。ただし、本店対策本部長は、原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合、本店における緊急体制を解除することができる。この場合、本店対策本部長は発電所対策本部長にその旨を報告する。

3. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置および廃止

(1) 本店対策本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、発電所における事故復旧作業を支援する。

(2) 本店対策本部長は、緊急体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

4. 権限の行使

(1) 緊急体制が発令された場合、発電所および本店の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、それぞれの対策本部のものと行う。

(2) 原子力防災管理者は、緊急体制を発令した場合、発電所対策本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。

なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

第3節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置および検査等

原子力防災管理者は、モニタリングポストを、別図2-8に定めるとおり設置し、次に掲げる検査等を実施する。

(1) モニタリングポストの検出部、表示および記録装置、その他の主たる構成要素の外圍において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。

(2) モニタリングポストを設置している地形の変化、その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。

(3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。

(4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに、他のモニタリングポストの監視強化等の手段を講ずる。

(5) モニタリングポストを新たに設置したときまたは変更したときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および若巻市長に7日以内に様式

4に定める届出書により届ける。

(6) モニタリングポストを新たに設置したときまたは変更したときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため、(5)の現況届と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を社長より原子力規制委員会に提出する。

a. 名称および住所ならびに代表者の氏名

b. 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称および所在地

c. 検査を受けようとする放射線測定設備の数およびその概要

(7) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量を公表が閲覧できる方法で公表する。

(8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、宮城県知事、女川町長または若巻市長からモニタリングポストの状況、もしくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録または公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、原災法第11条第2項に規定される原子力防災資機材を別表2-5に示すとおり配備し、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 必要な原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。

(2) 原子力防災資機材に故障等が認められた場合、速やかに修理するかあるいは、代替品を補充することにより必要数を確保する。

(3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および若巻市長に7日以内に様式5に定める届出書により届出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届ける。

(4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、宮城県知事、女川町長または若巻市長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備

原子力防災管理者および本店原子力部長は、原子力防災資機材以外の資機材について別表2-6に示すとおり配備し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. オフサイトセンターに備え付ける資料

原子力防災管理者は、原災法第12条第4項に基づき緊急事態応急対策および原子力災害事後対策を講ずるに際して必要となる資料をオフサイトセンターに備え付けるため、

別表2-7に定める資料のうち、同条第4項の規定に基づく資料を作成したときまたは変更したときに、社長より内閣総理大臣に提出する。

2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料
本店原子力部長は、別表2-7に定めるオフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。

3. 発電所および本店等に備え付ける資料

(1) 発電所

原子力防災管理者は、別表2-7に定める資料を、発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

(2) 本店等

原子力防災管理者は、本店原子力部長に別表2-7に定める資料を送付し、本店原子力部長は、本店に備え付けるとともに原子力事業所災害対策支援拠点に搬送する資材として配備する。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設および設備の整備・点検

1. 緊急時対策所

(1) 原子力防災管理者は、発電所に別図2-9および別表2-8に示す緊急時対策所を設置する。また、緊急時対策所が使用できない場合に備え、別図2-9および別表2-8に示す代替指揮所を整備する。

(2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設および設備とする。

(3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所に供給できるように整備し、定期的に点検する。

(4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に統合原子力防災ネットワークと接続する以下の設備を配備するとともに、これらの設備を定期的に点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンターおよび独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。

a. 非常用通信機器（IP電話、IPファックス）

b. テレビ会議システム

2. 集合場所および避難場所

原子力防災管理者は、別図2-10に定める集合場所および避難場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が集合場所もしくは避難場所であることを掲示する。また、原子力防災管理者は、集合場所もしくは避難場所を指定または変更したときは、関係者に周知する。

3. 応急処置施設

原子力防災管理者は、別図2-9に示す応急処置施設を常に使用可能な状態に整備する。

4. 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図2-9に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に故障等が認められた場合、速やかに修理する。

5. 緊急時安全パラメータ表示システム

原子力防災管理者は、発電所における緊急時安全パラメータ表示システム（以下「SPDS」という。）を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、発電所のSPDSに故障等が認められた場合、速やかに修理する。

6. 放送装置等

原子力防災管理者は、発電所における所内放送装置等を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、所内放送装置等に故障等が認められた場合、速やかに修理する。

7. 本店対策本部室

(1) 本店総務部長は、別表2-8に示す本店対策本部室を常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設および設備とする。

(2) 本店原子力部長は、データ伝送システムを地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる設備とする。

(3) 本店総務部長は、非常用電源を本店対策本部室およびデータ伝送システムに供給できるように整備し、定期的に点検する。

(4) 本店原子力部長は、本店対策本部室に統合原子力防災ネットワークと接続する以下の設備を配備するとともに、これらの設備を定期的に点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンターおよび独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。

a. 非常用通信機器（IP電話、IPファックス）

b. テレビ会議システム

c. データ伝送システム

8. 原子力事業所災害対策支援拠点

(1) 本店原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点となる候補の施設として、別図2-11および別表2-8に示す施設をあらかじめ選定する。

(2) 本店原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点を地震等の自然災害が発生した

場合においてもその機能を維持できるようにする。

- (3) 本店原子力部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備し、定期的に点検する。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者および本店原子力部長は、緊急時対策要員および本店緊急時対策要員に対し、原子力災害に関する知識および技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について教育を実施する。
なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

- 1. 原子力防災組織および活動に関する知識
- 2. 発電所および放射性物質の運搬容器等の施設または設備に関する知識
- 3. 放射線防護に関する知識
- 4. 放射線および放射性物質の測定方法ならびに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

第7節 防災訓練の実施

1. 社内における訓練

- (1) 原子力防災管理者および本店原子力部長は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、別表2-9に示すとおり訓練を実施し、評価する。
なお、訓練の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。
- (2) 原子力防災管理者は、訓練実施計画をとりまとめ、原子力防災専門官の指導および助言を受ける。
- (3) 訓練を実施したときは、その評価結果を社長より原子力規制委員会に様式6に定める報告書により報告するとともに、その要旨を公表する。

2. 国または地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者および本店原子力部長は、国または地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他必要な措置の実施を模範して訓練に参加する。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者または本店原子力部長は、関係機関と連携を取りながら、原子力事業所災害対策を進めるために、平常時から次の項目に掲げるとおり相互連携を図るものとする。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制委員会、その他関係省庁）とは平常時から協議し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正、原子力防災組織の設置、その他原子力災害予防対策に関する指導および助言があった場合、速やかにその対応を行う。また、原子力防災管理者は原子力防災専門官と協議し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町および南三陸町とは平常時から協議し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じてこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 宮城県知事、女川町長または石巻市長から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- (4) 宮城県知事、女川町長または石巻市長から原災法第32条第1項に基づく発電所の立ち入り検査を求められた場合、その立ち入り検査についての対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

石巻地区広域行政事務組合消防本部、石巻警察署、宮城海上保安部、その他関係機関とは平常時から協議し、防災情報の収集および提供等の相互連携を図る。

4. 原子力緊急事態支援組織との連携

- (1) 社長は、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表2-10に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。
 - a. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等
 - b. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等の保守要領、点検記録の保管
 - c. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置および資機材等の保管方法、保管場所

(2) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織に発電所の原子力防災要員または緊急時対策要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置等の操作に関する技能を修得させ、原子力事業所災害対策の円滑な実施に資する。

第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、発電所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

1. 放射性物質および放射線の特徴
2. 原子力事業所の概要
3. 原子力災害とその特殊性
4. 原子力災害発生時における防災対策の内容

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報および連絡

1. 通報・連絡の実施

(1) 原子力防災管理者は、宮城県において震度6弱以上の地震または大津波警報の発令など警戒事態に該当する事象が発生したときは、直ちに原子力規制委員会、宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町、その他関係機関（宮城県警察本部、石巻警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城海上保安部、原子力防災専門官等）にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。

また、モニタリングポストで1マイクログリーンベルト毎時以上の放射線量が検出された場合、様式7に定める連絡様式に必要事項を記入し、直ちに上記の通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。

(2) 原子力防災管理者は、別表2-1の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、15分以内を目的として、様式8に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長、その他の別図2-3に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長に対してはその普信を確認する。

なお、原子力防災管理者は、別表2-1に定める事象のうち、事業所外運搬（以下、第3章および第4章においては、発電所が輸送物の安全性について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、輸入新燃料等）に限る。）の場合にあつては、当該事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、15分以内を目的として、様式9に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、その他の別図2-3に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事および市町村長に対してはその普信を確認する。

(3) 原子力防災管理者は、原法第10条第1項に基づく通報を行った場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

なお、原子力防災管理者は、事業所外運搬に係る事象発生における原法第10条第1項に基づく通報を行った場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事および市町村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

2. 緊急体制発令時の対応

(1) 原子力防災管理者は、前項の事象の発生について報告を受け、または自ら発見した

ときは、この計画第2章第1節1.「緊急体制の区分」に基づき、直ちに第1あるいは第2緊急体制を発令する。

- (2) 原子力防災管理者は、緊急体制を発令した場合、直ちに本店原子力部長に報告する。
- (3) 社長は、本店原子力部長から発電所緊急体制の発令の報告を受けたときは、本店に緊急体制を発令する。
- (4) 原子力防災管理者および本店総務部長は、緊急体制発令後、緊急時対策要員および本店緊急時対策要員を非常召集する。
- (5) 原子力防災管理者および社長は、発電所および本店に対策本部を設置し、それぞれの対策部長となり活動を開始する。
- (6) 発電所内の事象である場合には、発電所対策本部情報班長は、別表3-1に示す伝送データが国に伝送されていることを確認する。

3. 情報の収集および提供

(1) 発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所対策本部長に報告する。

- a. 事故の発生時刻および場所
- b. 事故原因、状況および事故の拡大防止措置
- c. 被ばくおよび障害等人身災害に係る状況
- d. 発電所敷地周辺における放射線ならびに放射能の測定結果
- e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況
- f. 気象状況
- g. 収束の見通し
- h. その他必要と認める事項

(2) 発電所対策本部情報班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式10または様式11に記載し、別図2-4に定める連絡箇所にファクシミリ装置を用いて送信する。

(3) 発電所対策本部情報班長は、本章第1節から第3節に掲げる連絡、通報および報告を行った場合、その内容を記録として保存する。

4. 社外関係機関との連絡方法

発電所対策本部長は、別図2-4の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。

5. 通話制限

発電所対策本部長および本店対策本部長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めるときは、通話制限、その他必要な措置を講ずるものとする。

第2節 応急措置の実施

1. 警備および避難誘導

(1) 避難場所等の指定

発電所対策本部総務班長は、発電所内の事象に係る緊急体制が発令された場合、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者および来訪者等（以下「発電所避難者」という。）に対する避難場所および避難経路等の必要な事項を指定する。また、各集合場所に集合している発電所避難者の避難誘導を行う要員（以下「避難誘導員」という。）の配置を指定する。

(2) 避難の周知

発電所対策本部総務班長は、発電所避難者に対して所内放送、ページング等により指定する避難場所への避難および避難の際の防護措置を周知する。この際、来訪者に対しては、発電所対策本部広報班長と協力してバス等による輸送もしくは避難誘導員による誘導案内等を行い、避難場所への避難が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。

(3) 発電所敷地外への避難

発電所対策本部総務班長は、発電所避難者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導員に対して、発電所敷地外へ避難させるよう指示する。また、この際に発電所対策本部情報班長は、その旨を直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長、その他の別図2-4に定める連絡先に連絡する。

なお、発電所対策本部総務班長は、発電所避難者の避難状況を把握する。

(4) 車両の使用禁止

発電所対策本部総務班長は、緊急体制発令下においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用禁止を関係者に周知する。

2. 放射能影響範囲の推定

発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内および発電所敷地周辺の放射線ならびに放射能の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データおよび緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。

3. 緊急被ばく医療

(1) 救助活動

発電所対策本部総務班長は、負傷者および放射線障害を受けた者または受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合、負傷者等を各班長および関係者と協力して放射線による影響の少ない場所に速やかに搬送する。

(2) 医療活動

発電所対策本部総務班長は、負傷者等について各班長および関係者と協力して別図2-9に定める発電所内の応急処置施設に搬送し、応急処置および除染等の措置を講

するとともに、医療機関への搬送および治療の依頼等の必要な措置を講ずる。

(3) 二次災害防止に関する措置

発電所対策本部総務班長は、医療機関へ負傷者等の搬送および治療の依頼を行うときおよび救急隊到着時に、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の被ばく防止のために必要な情報を救急隊等に伝達する。

なお、負傷者等の搬送時に、必要に応じて、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。

(4) 緊急時対策要員の健康管理等

発電所対策本部長は、緊急時対策要員の疲弊を防止し、防災業務を円滑に行うために、できる限り早期に、活動期間および交替時期を明確にする。また、発電所対策本部総務班長は、緊急時対策要員の健康診断および健康相談による健康不安に対する対策等を適切に実施する。

4. 消火活動

発電所対策本部係修班長は、速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

発電所対策本部放射線管理班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じ所内放送、ページング等により発電所構内にいる者に周知する。また、発電所対策本部放射線管理班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。

6. 防護措置および線量評価

発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する要員に対し、防護マスクの着用および線量計の携帯等の防護措置を定め、指示するとともに、発電所対策本部総務班長は必要に応じて別表3-2に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。また、発電所対策本部放射線管理班長は、発電所避難者および原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。

7. 広報活動

(1) 発電所対策本部広報班長および本店対策本部広報班長は、報道機関が発電所または本店に取材に来訪した場合、その状況に応じて発電所周辺および本店に事業者プレスセンターを開設する。

a. 現地プレスセンターが放射線の影響等により使用できない可能性がある場合と判断した場合、プレス発表は、別に指定する場所で行う。

b. オフサイトセンターで原子力災害合同対策協議会の運営が開始された場合、プ

レス発表はオフサイトセンターのプレスルームで行う。

(2) 発電所対策本部広報班長および本店対策本部広報班長は、プラントの状況、応急措置の概要等の公表する内容を取りまとめ、別図3-1に示す伝達経路により関係箇所と連絡する。

8. 応急復旧

(1) 施設および設備の整備ならびに点検

発電所対策本部発電管理班長は、中央制御室の計器等による監視および可能な範囲における巡回点検の実施により、発電所設備の状況および機器の動作状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、措置の内容および実施担当者を明確にした上で、応急復旧計画を策定し、発電所対策本部係修班長は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

(3) 原子力規制委員会からの命令に対する措置

発電所対策本部長は、原子力規制委員会から原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について命令があった場合は、適切に対応する。

9. 原子力災害の発生または拡大防止を図るための措置

発電所対策本部の関係する各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止および被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生または拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

- (1) 発電所対策本部技術班長は、主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。
- (2) 発電所対策本部発電管理班長は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性および運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 発電所対策本部技術班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射性物質の予測を行う。
- (4) 発電所対策本部技術班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。
- (5) 発電所対策本部長は、その他のユニットについては、事故発生ユニットからの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検および操作を実施して、保安維持を行う。
- (6) 発電所対策本部放射線管理班長は、環境への放射性物質の放出状況および気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

10. 資機材の調達および輸送

発電所対策本部総務班長は、原子力防災資機材、その他原子力災害対策活動に必要な

資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。また、発電所対策本部総務班長は、発電所において十分に調達できない場合、本店対策本部資材班長に必要とする資機材の調達および輸送を要請する。

1.1. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

発電所対策本部長および本店対策本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関および海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生を防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染および漏えいの拡大防止ならびに汚染の除去
- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

1.2. 応急措置の実施報告

発電所対策本部情報班長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施した場合、様式10に定める報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長、その他の別図2-4に定める連絡箇所にファクシミリ装置を用いて送信する。

ただし、発電所対策本部情報班長は、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、応急措置を実施した場合、様式11に定める報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、その他の別図2-4に定める連絡箇所にファクシミリ装置を用いて送信する。

1.3. 原子力防災要員の派遣等

(1) オフサイトセンター等への派遣

発電所対策本部長は、原子力防災専門官、その他の国の関係機関から、オフサイトセンターの運営の準備をとる旨の連絡を受けた場合および宮城県知事から連絡員および緊急モニタリング要員の派遣を要請された場合、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに宮城県知事、女川町長、石巻市長、その他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策等の確かつ円滑に行われるようにするため、別表3-3に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その必要な措置を講ずる。

a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- (a) オフサイトセンターの設置準備助勢
- (b) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- (c) 報道機関への情報提供
- (d) 緊急事態応急対策についての相互の協力および調整
- (e) 原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）への参加等

b. 環境放射線モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項

- (a) 環境放射線モニタリング
- (b) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (c) 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

(2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣

本店対策本部原子力班長は、国の関係機関から、原子力規制庁緊急時対応センターの運営の準備に入る体制をとる旨の情報を入手した場合、東京支社長に対処要員の派遣を依頼する。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

本店対策本部長は、次に掲げる事項を実施するための拠点として、原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定した別表2-8の候補の中から適切な拠点を指定し、本店緊急時対策要員およびその他必要要員の派遣、資機材の輸送を、陸路を原則として実施する。

なお、原子力事業所災害対策支援拠点は、複数の拠点により必要な広さを確保して業務を分散させる。また、放射線管理業務を行う拠点については、警戒区域の設定範囲内の適切な場所に選定する。

- a. 発電所への物資および要員の輸送
- b. 輸送等に付随する放射線管理および警戒区域の入退城管理

1.4. 他の原子力事業所等への応援要請

発電所対策本部長は、東通原子力発電所、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の応援を必要とするときは、本店対策本部長に要請する。これを受けて、本店対策本部長は、東通原子力発電所、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織に協力を要請する。

1.5. 原子力災害合同対策協議会への代表者の派遣

本店対策本部長は、原子力災害合同対策協議会への参加、緊急事態応急対策についての相互の協力および調整を円滑に進めるために、本店対策本部副本部長をオフサイトセンターに派遣する。

1. 6. 損害賠償に係る被災者相談窓口等の開設

本店対策本部長は、相談窓口等を開設する等、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応に必要な体制を整備する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 第2緊急体制の発令

- (1) 発電所対策本部長は、別表2-2に定める状態に至った場合、発電所対策本部情報班長を經由して、様式12または様式13に所定の事項を記入して、直ちに別図2-4に示す箇所に連絡するものとする。
- (2) 発電所対策本部長は、この連絡を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、第2緊急体制を発令する。
- (3) 発電所対策本部長は、別図2-4および別図2-5に定める連絡経路に基づき、本店対策本部長、その他必要な箇所に第2緊急体制を発令した旨を連絡する。
- (4) 本店対策本部長は、発電所対策本部長より第2緊急体制発令の報告を受けた場合、本店における第2緊急体制を発令する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

- (1) 発電所対策本部長は、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が設置された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員等と連絡を密にとる。また、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して指示された事項に対処するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。
- (2) 発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、宮城県知事、女川町長または石巻市長から、原子力緊急事態の状況および緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長および本店対策本部長は、この計画第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急体制が解除されるまでの間、継続して実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

発電所対策本部長および本店対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

第4章 原子力災害事後対策

発電所対策本部長（緊急体制解除以降は原子力防災管理者。以降本章において同じ。）は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止または原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 発電所の対策

1. 復旧対策

- (1) 発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。
 - a. 原子炉施設の損傷状況および汚染状況の把握
 - b. 原子炉施設の除染の実施
 - c. 原子炉施設損傷部の修理および改造の実施
 - d. 放射性物質の追加放出の防止
 - e. 復旧対策の実施工程および実施担当者等
- (2) 発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、宮城県知事、女川町長または石巻市長から原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

2. 緊急時対策要員の健康管理

発電所対策本部総務班長は、この計画第3章第2節3.「緊急被ばく医療」に示す緊急時対策要員の健康診断および健康相談について、継続して実施する。

3. 緊急体制の解除

発電所対策本部長および本店対策本部長は、緊急体制を解除した場合、その旨を別図2-4に定める連絡経路により報告する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講ずる。

第2節 原子力防災要員の派遣等

1. オフサイトセンター等への派遣

- (1) 発電所対策本部長は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに宮城

県知事、女川町長、石巻市長、その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、別表4-1に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。

- a. 広報活動に関する事項
 - (a) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
 - (b) 報道機関への情報提供
- b. 環境放射線モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項
 - (a) 環境放射線モニタリング
 - (b) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
 - (c) 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
 - (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (2) 発電所対策本部長は、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員等と連絡を密にとる。また、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して指示された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を連言するものとする。
- (3) 派遣された原子力防災要員等は、原子力災害合同対策協議会または派遣先の指示に基づき、必要な業務を行う。

第3節 事業所外運搬事故後における対策

発電所対策本部長および本店対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、原子力施設における原子力災害事後対策に準じた対策を主体的に講ずる。

第5章 その他

第1節 東通原子力発電所への協力

原子力防災管理者は、当社東通原子力発電所で原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合、当社東通原子力発電所が実施する緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、別図5-1に示す支援本部を設置し、本店対策本部と連携し、別表5-1に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な措置を講ずる。

第2節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所または事業所外運搬において原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、本店原子力部長からの要請に応じ、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づき、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策および原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査および汚染除去に関する事項について、別表5-2に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材等の貸与、その他必要な協力を行う。

1. 環境放射線モニタリング
2. 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
3. 住民からの依頼による物品または家屋等の放射性物質による汚染の測定
4. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

また、社長は、国内の原子力事業所および事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておくものとする。

図表集

別図2-1	原子力防災組織の業務分掌	1
別図2-2	本店原子力防災組織の業務分掌	2
別図2-3	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路	4
別図2-4	原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路	6
別図2-5	緊急体制発令後の社内の伝達経路	8
別図2-6	発電所の緊急体制発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路	9
別図2-7	本店の緊急体制発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路	10
別図2-8	発電所敷地周辺の放射線測定設備の配置	11
別図2-9	発電所内の緊急時対策所と応急処置施設等	12
別図2-10	発電所敷地内の集合場所と避難場所	13
別図2-11	原子力事業所災害対策支援拠点の位置	14
別図3-1	公表内容の伝達経路	15
別図5-1	東通原子力発電所支援本部の業務分掌	16

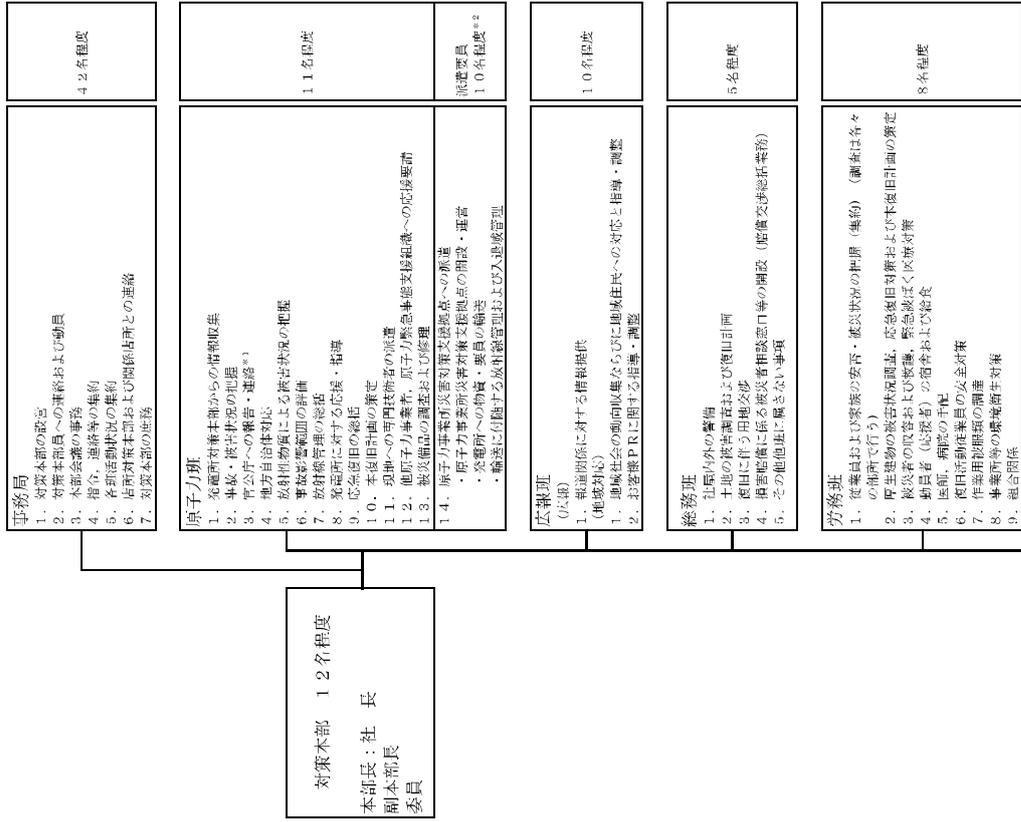
図表集

別図2-1 原子力防災組織の業務分掌

情報班*1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発電所対策本部の事務 2. 指令・連絡等の展開および立案 3. 災害発生後用電話回線の確保 4. 放射能物質による汚染状況の把握および設備の稼働と復旧状況の把握 5. 指令伝達および関係各機関との調整・連絡 6. 緊急時における指令の伝達 7. 原子力災害発生時の関係各機関との関係の把握 8. 関係各機関との関係の把握 9. 関係各機関との関係の把握 10. 関係各機関との関係の把握 11. 関係各機関との関係の把握 12. 関係各機関との関係の把握 13. 関係各機関との関係の把握 14. 関係各機関との関係の把握 15. 関係各機関との関係の把握 16. 関係各機関との関係の把握 17. 関係各機関との関係の把握 18. 関係各機関との関係の把握 19. 関係各機関との関係の把握 	7名程度
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対策本部要員への連絡、動員および対策本部の設置 2. 発電所内、館外の警備 3. 物回りの確保 4. 車両の運用 5. 避難場所の指定・案内 6. 従事者の被災状況の調査 7. 従事者の取替および救護、緊急時における関係各機関との関係の把握 8. 関係各機関との関係の把握 9. 関係各機関との関係の把握 10. 関係各機関との関係の把握 11. 関係各機関との関係の把握 12. 関係各機関との関係の把握 13. 関係各機関との関係の把握 14. 関係各機関との関係の把握 15. 関係各機関との関係の把握 16. 関係各機関との関係の把握 17. 関係各機関との関係の把握 18. 関係各機関との関係の把握 19. 関係各機関との関係の把握 	5名程度
対策本部 2.5名程度 (発電所長) 本部長・原子力防災管理者 副本部長 本部長		
広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係各機関との関係の把握 2. 関係各機関との関係の把握 3. 関係各機関との関係の把握 	3名程度
技術班*1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係各機関との関係の把握 2. 関係各機関との関係の把握 3. 関係各機関との関係の把握 4. 関係各機関との関係の把握 	3名程度
放射線管理班*1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係各機関との関係の把握 2. 関係各機関との関係の把握 3. 関係各機関との関係の把握 4. 関係各機関との関係の把握 	4名程度
火災管理班*1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係各機関との関係の把握 2. 関係各機関との関係の把握 3. 関係各機関との関係の把握 4. 関係各機関との関係の把握 	10名程度
発電管理班*1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係各機関との関係の把握 2. 関係各機関との関係の把握 3. 関係各機関との関係の把握 4. 関係各機関との関係の把握 	3名程度

*1 これらの班の班員から遠隔操作ロボットの操作員を任命する。

別図2-2 本店原子力防災組織の業務分掌 (1 / 2)



(要員数は、*2を除き本店対策本部に参集する人数を記載)

*1 原子力規制庁緊急時対応センター派遣要員 (東京支社の要員2名程度) との連絡等を告げ。
*2 うち6名は、東電原子力発電所からの派遣要員。

別図2-2 本店原子力防災組織の業務分掌 (2 / 2)

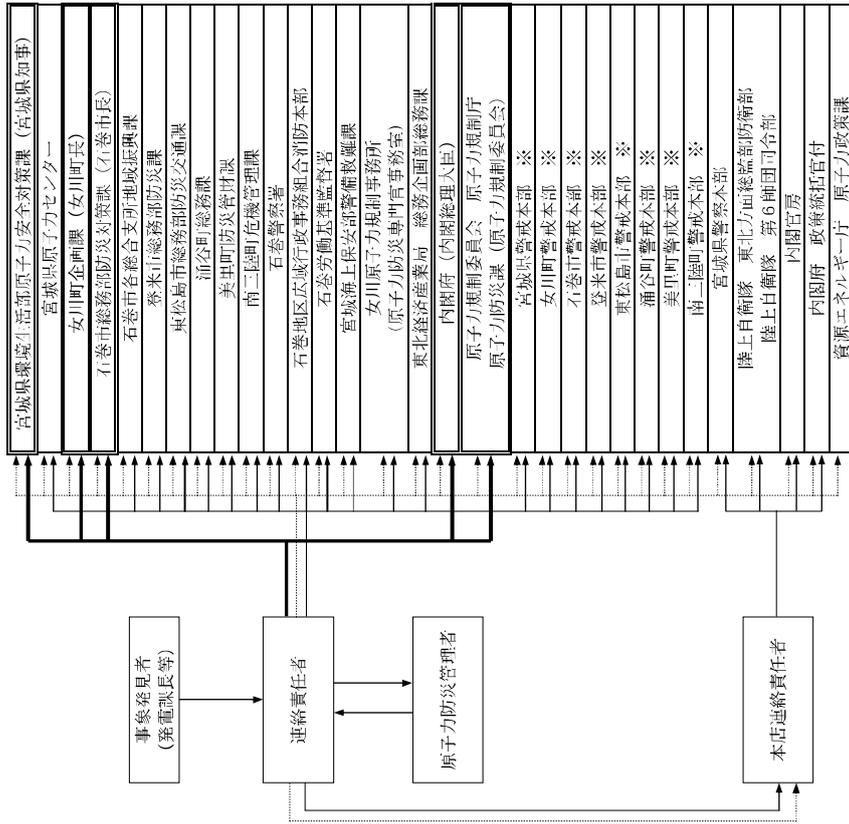
※

経理班	3名程度
1. 資金の調達および資金 2. 災害時経理会計の指示	
資材班	5名程度
1. 貯蔵品および工事材料の在庫の確認および被害調査 2. 復旧用資材の調達、輸送 3. 輸送用機動力の調達、確保 4. 一般交通関係情報の収集 5. 工事請負付託 6. 他班からの応援 (人員、資材) (原子力班が行う他の原子力事業者への応援要請を除く)	
電力システム班 (給電関係)	17名程度
1. 気象情報等の収集 2. 故障対策 (上層関係) 3. ヘリコプターへの確保、運用	
土木建築班	5名程度
1. 土木設備および建物 (厚生建物を除く) の被害状況の調査 2. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画および増員の指示 4. 所要資材の調達および手配 5. 応援指導	
情報通信班	4名程度
1. 保安通信回線の確保 2. 電気通信事業者回線および非災害用通信設備の別用対策	

(要員数は、本店対策本部に参集する人数を記載)

別図2-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2)

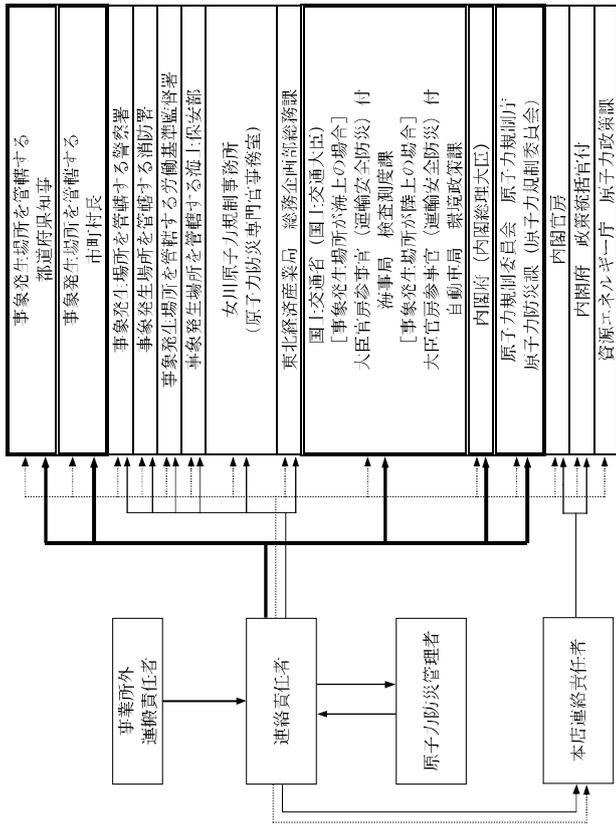
(1) 発電所内での事象発生時の通報経路



- ☐ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
- : 電話等によるファクシミリ着信の確認
- : ファクシミリによる送信
- : 電話等による連絡
- ※ : 警戒本部が設置されている場合に限る。

別図2-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2)

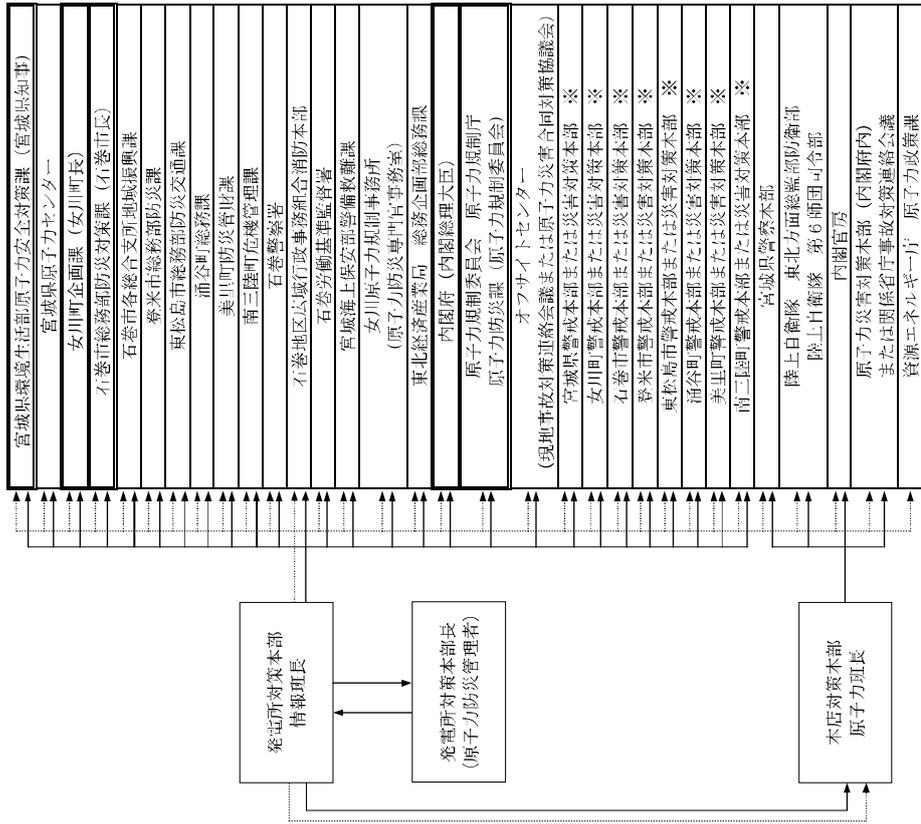
(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路



- ☐ : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先
- : 電話等によるファクシミリ着信の確認
- : ファクシミリによる送信
- : 電話等による連絡

別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (1/2)

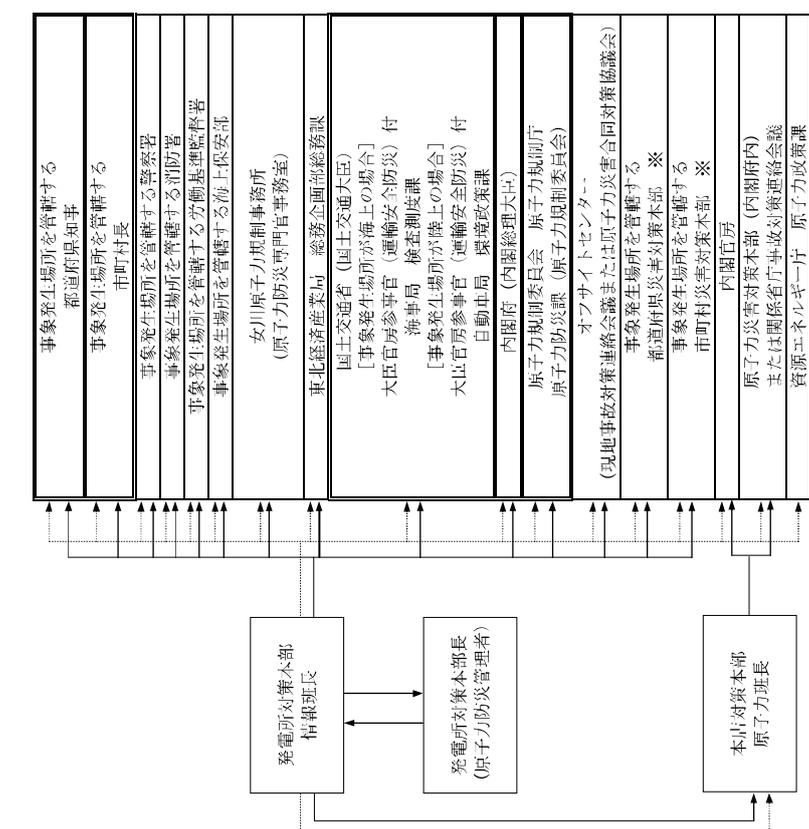
(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路



: 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先
 : フォンシミュリによる送信
 : 電話等による連絡
 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

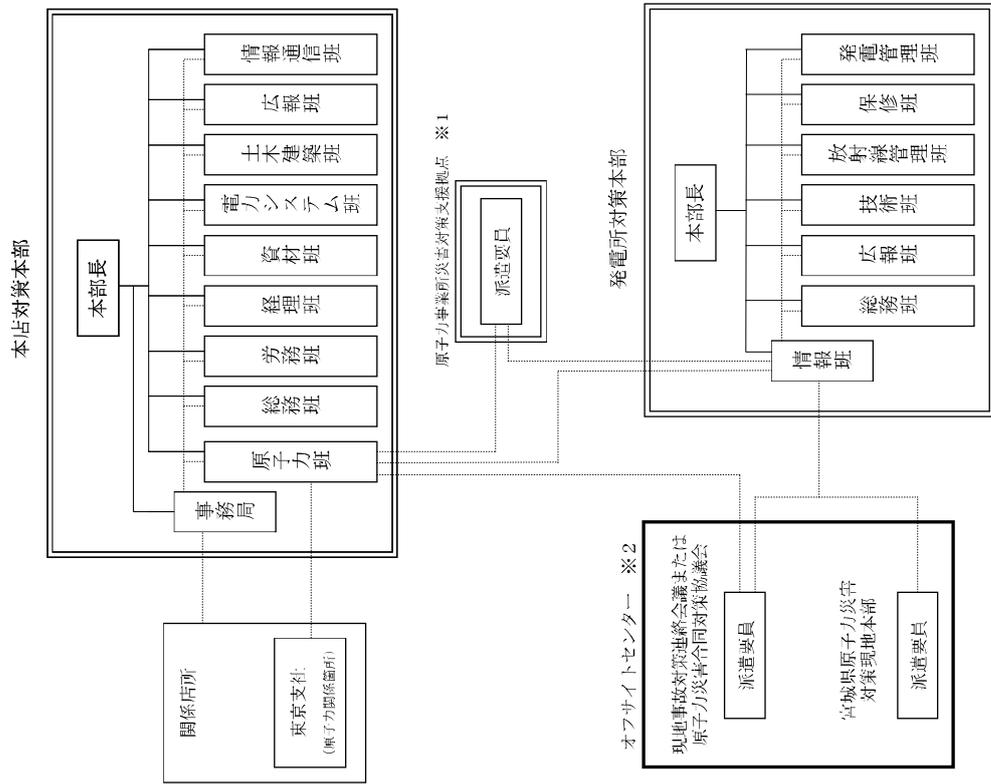
別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (2/2)

(2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路



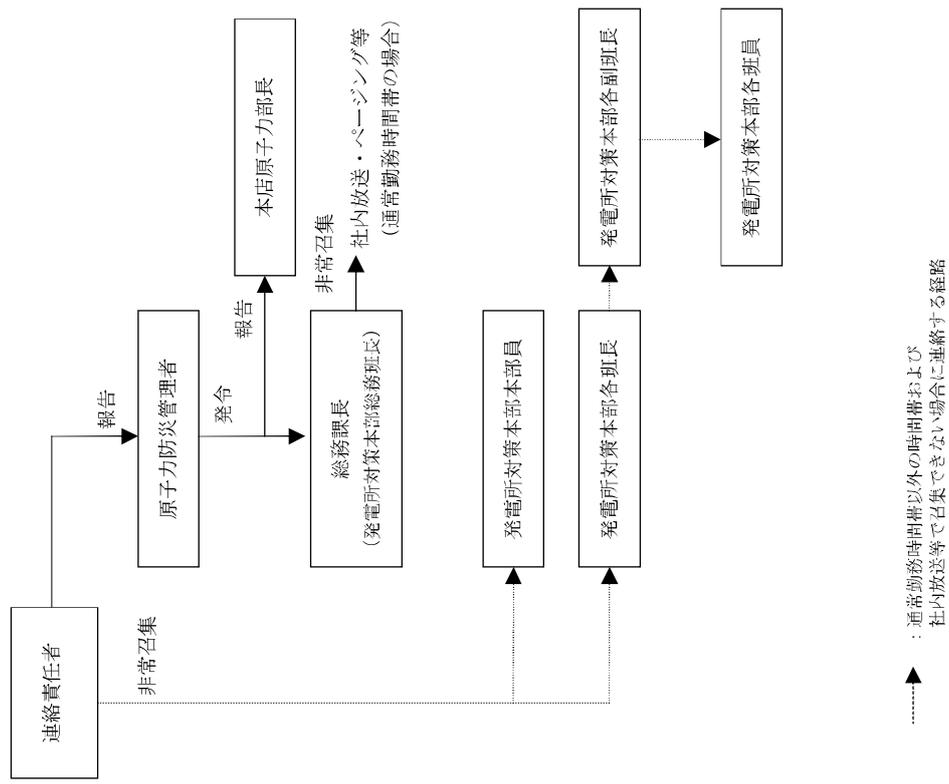
: 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先
 : フォンシミュリによる送信
 : 電話等による連絡
 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

別図2-5 緊急体制発令後の社内の伝達経路

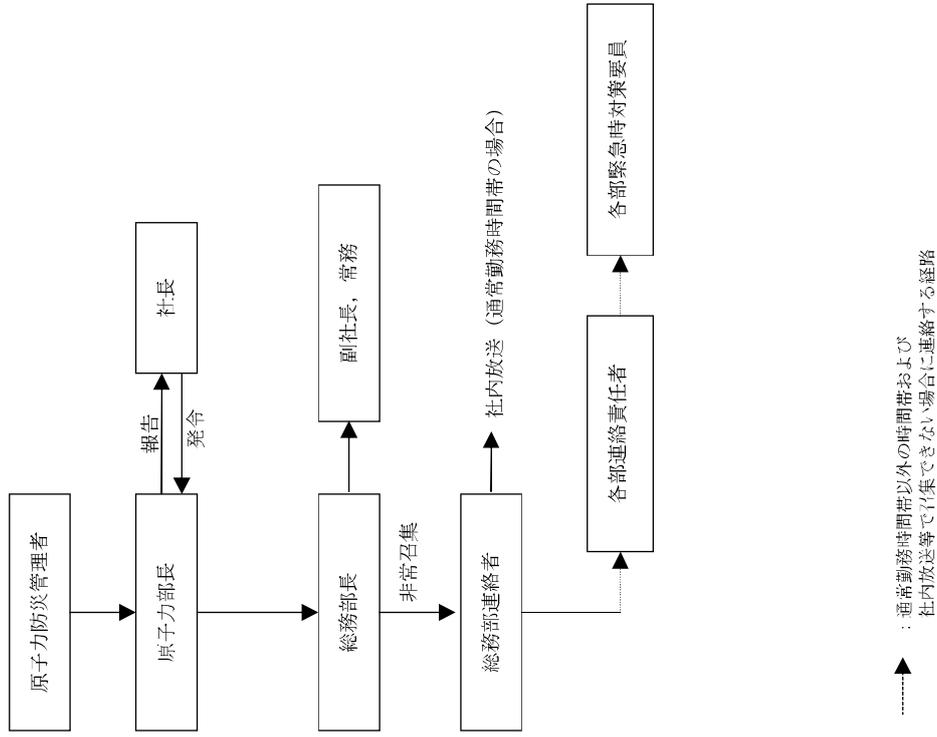


— : 対策本部内の情報連絡・指示
 : 情報連絡経路
 ※1 : 原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合
 ※2 : 災害対策本部等が設置されている場合 (設置準備含む)

別図2-6 発電所の緊急体制発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路



別図2-7 本店の緊急体制発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路



別図2-8 発電所敷地周辺の放射線測定設備の配置

